

## 1 審議会の結論

令和5年7月28日付けの「令和〇年〇月〇日付け（〇〇〇〇－〇〇〇〇）で開示を受けたこども家庭課の対応連絡票に関する情報（開示を受けた年月日：令和〇年〇月〇日）」についての保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対して、令和5年8月10日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### （1）審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

### （2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、「内容が事実と異なっているため、訂正していただきたい。」としている。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由について、実施機関が弁明書で説明し、又は当審議会において説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

### （1）判断基準

訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「法に基づく知事の処分に係る審査基準」（令和5年総務課定め。以下「審査基準」という。）において、以下のとおり規定している。

#### ア 法第92条（保有個人情報の訂正義務）

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

#### イ 法第92条の審査基準

（ア）「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

（イ）訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として

設けるものであり、本条は法第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報を利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(ウ) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がある場合に該当する。

(エ) 適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。本条は、訂正請求があった場合に、当該訂正請求に理由があると認められるときは、実施機関は当該保有個人情報を訂正する義務があることを定めたものである。

## (2) 検討結果

対応連絡票に記載されている個人情報の利用目的は、相談対応の全容を理解、把握することであり、当事者の言動を細大漏らさず記録することが求められているものではない。

また、本件訂正請求箇所について、3(1)の判断基準に照らして確認したところ、客観的に正誤を確認できる根拠がなく、仮に審査請求人の主張どおりに訂正したとしても、それに伴って対応連絡票に記載された内容の趣旨が変わるものではないことから、審査請求人の主張には理由がない。

よって、対応連絡票の内容を訂正する必要は認められず、不訂正とした。

## 4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対応連絡票に記載されている内容が、一部事実と異なるため訂正してほしい。
- (2) ○歳のこどもが、○○○○の対応の改善を求めて県庁へ出向き、初対面の男性職員に対して、○○○○で受けた虐待や自身の思いについて話をすることは、かなり勇気を要するということを察していただきたい。
- (3) 審査請求人の子の怒りや思いは、こども家庭課の職員には伝わっていない。

いのだと残念である。

- (4) 訂正請求に係る証拠書類として、審査請求人の子が中央児童相談所に向けて書いた手紙（令和〇年〇月〇日提出）及び審査請求人が中央児童相談所へ提出した手紙（令和〇年〇月〇日提出）を添付する。

## 5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年10月 3日	諮問を受けた。
令和6年 1月26日	諮問の審議を行った（実施機関出席）。
令和6年 3月13日	諮問の審議を行った。

## 6 審議会の判断理由

- (1) 本件審査請求に係る対象となる個人情報について

本件審査請求に係る対象となる保有個人情報は、審査請求人及び審査請求人の子が実施機関を訪れ、職員と面談を行った令和〇年〇月〇日の対応連絡票である。

- (2) 本件決定において不訂正とした部分の妥当性について

保有個人情報の訂正義務については、3（1）ア及びイのとおり、法第92条において、行政機関の長等は「理由があると認めるとき」は、「利用目的の達成に必要な範囲内で」訂正しなければならないと規定されている。したがって、通常、まず「理由がある」、つまり、「事実の誤りがある」かどうかを判断し、その上で、理由があると認められる場合に、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正請求かどうかを判断するという二段構えの条文となっている。

しかし、当審議会において、実施機関の判断で不訂正とした部分について、本件決定が妥当であるかを審議するに当たり、審査請求人の訂正請求箇所を確認したところ、審査請求人及び審査請求人の子の発言内容に関する請求であり、反論書に添付された4（4）の資料を踏まえて検討しても、正誤の事実確認ができなかった。

そのため、事実の誤りがあるとまでは断定できないが、念のため、審査請求人による本件訂正請求が、相談対応の全容理解、把握という対応連絡票の利用目的の達成に必要な訂正であるかどうかという観点で審議を行っ

た。

その結果、審査請求人の子の発言として記載されている「母が送った手紙が見られると言った。」を「(〇〇さんが母に言った)手紙は、いつでも見られるというのほうそだ。」へ訂正し、審査請求人による補足発言として記載されている内容を審査請求人の請求どおりの内容へ訂正したとしても、より詳細な記録となり、若しくは単なる言い換えとなるに過ぎず、又は重要な記録が不足し、若しくは発言の趣旨が変わるとまでは言えないことから、対応連絡票の利用目的の達成に影響を与える部分はないと判断した。

したがって、本件決定において不訂正とした部分については、法第92条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正が必要と認められる保有個人情報はないことから、実施機関による本件決定は妥当であると判断した。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人が反論書において主張する4(1)については、本件訂正請求の段階で主張している記録の訂正に関する再度の要求に過ぎず、4(2)及び(3)については、実施機関に対する要望又は評価であって、本件審査請求の対象である本件決定とは何ら関係がないことから、審議の対象外である。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。